

第四条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項は、局長が別に定める。第四条の二中「東京都議会会議会局長（以下「局長」という。）を「局長」に改める。

第七条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二（第四条関係）

| 正規の勤務時間の割振り | 休憩時間 |
|--------------------|------------|
| 午前七時三十分から午後四時十五分まで | 正午から午後一時まで |
| 午前八時から午後四時四十五分まで | |
| 午前十時から午後六時四十五分まで | |

附則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この訓令による改正後の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第四条第二項及び第三項の規定による正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関する申請その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年三月十一日
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日
平成二十七年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トレジャーボックス

三 代表者の氏名
伊藤 ちほ子

四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区大泉町五丁目二十八番四号

五 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちが安全で健やかな生活が出来る環境づくりを目指し、子どもの居場所づくりなどに関する事業を行い、地域に根ざした心豊かな社会教育の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日
平成二十七年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人徳忠道

三 代表者の氏名
福島 聰一郎（福島 東経）

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区竹の塚一丁目十八番十号

五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、介護事業を主軸とした地域内でのコミュニティづくりと、そこから生まれる世代や性別を越えた様々な交流活動によって、生涯を通じて文化的で、かつ誇りをもって地域で暮らしていくための支援に関する事業を行い、心豊かな若者を育て、高齢者や障害者なども積極的に社会活動に参加できるような活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日
平成二十七年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本伝統文化保存継承の会・舞音の守ユネスコクラブ

三 代表者の氏名
稲木 きよ子

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区勝どき六丁目三番二一五二八号

五 定款に記載された目的
この法人は広く一般市民を対象として、ユネスコ憲章の理念を基本としたボランティア活動を通じて、日本固有の文化、伝統、技術等の衰退希少化に対し、その育成と継承及び普及を行い、和の文化の伝承に貢献し、国内外の人々に文化による相互理解の促進により、文化の多様性を認め合える平和な世界に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

| | | |
|---|--|---|
| <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひふみ</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひふみ</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブライダルパートナー</p> <p>三 代表者の氏名 石井 志津子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝三丁目三十四番一―二〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、日本の国内外を問わず、結婚に関する正確な情報を提供するため、独身男性・女性を対象とした結婚についての相談及び支援に関する事業、既婚男性・女性を対象とした婚姻生活についての相談及び支援に関する事業、少子・高齢化及び未婚・晩婚化問題等についてのセミナー・講演会等の企画・開催に関する事業、地域住民同士の交流及びまちおこしを目的としたイベント等の企画・開催に関する事業、結婚・育児等についての理解を深めるための情報の提供及び支援に関する事業、少子高齢化及び未婚・晩婚化の改善に向けて、婚姻機会の拡充及び婚姻への支援を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> |
| <p>一 名称 特定非営利活動法人難民支援協会</p> <p>二 代表者の氏名 中村 義幸</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷一丁目七番地十 第三鹿倉ビル六階</p> | <p>一 名称 特定非営利活動法人難民支援協会</p> <p>二 代表者の氏名 中村 義幸</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷一丁目七番地十 第三鹿倉ビル六階</p> | <p>三 代表者の氏名 蒔田 秀子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市八日町一番四―一〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の運営事業により、障害者への働く場の提供と作業を通して地域社会における自立と社会参加の促進を図り、地域社会での障害者理解の啓発と、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年三月十一日 東京都知事 外 添 要 一</p> |
| <p>一 名称 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七條に規定する者が認める者の認定等に関する要綱(平成十五年十二月三日付十五環都配第二百六十九号)の全部を次のように改正する。</p> <p>平成二十七年三月十一日 東京都知事 外 添 要 一</p> | <p>一 名称 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七條に規定する者が認める者の認定等に関する要綱の改正について</p> <p>二 代表者の氏名 小寺 厚宏</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目四十三番十七号</p> | <p>仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年三月十一日 東京都知事 外 添 要 一</p> |

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱

制定 平成15年12月3日付15環都配第269号決定
改正 平成27年2月26日付26環政保第877号決定

(目的)
第1条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)第49条第1号の規定による知事が認める者(以下「フロン類引取等業者」という。)の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)
第2条 この要綱で使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令(平成13年政令第396号)及び省令において使用する用語の例による。

(認定の基準等)
第3条 知事は、フロン類引取等業者の認定を受けようとする者から申請があつた場合において、当該申請の内容が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合すると認めるときは、フロン類の移充填、保管、分析等の業務(以下「フロン類移充填等業務」という。)を行う事業所(東京都内のものに限る。以下「事業所」という。)ごとに、フロン類引取等業者として認定する。

一 フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項についての記録(以下「引取状況等記録」という。)を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存することが確実であること。

ア フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量
イ フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
ウ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

エ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
二 毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項について知事に報告すること(以下「引取状況等報告」という。)が確実であること。

ア 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量
イ 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
ウ 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

エ 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
オ 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
三 法第27条第1項の規定により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。

四 当該事業所に、フロン類並びにフロン類の回収、破壊及び再生の方法について十分な知見を有し、かつ、フロン類移充填等業務を管理監督する者(以下「管理監督者」という。)が常駐すること。

五 当該事業所に、フロン類の充填及び回収に関する相談対応、技術指導等を行うために十分な知見を有する者が必要な程度の人数常駐すること。

六 当該事業所について、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく知事の許可を受けていること又は一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第4条第1項に規定する高圧ガス製造事業届書が知事に提出されていること。

七 当該事業所について、一般高圧ガス保安規則第37条第1項に規定する高圧ガス販売事業届書が知事に提出されていること。

八 当該事業所に、フロン類の充填及び回収のための機器、フロン類回収容器、移充填のための機器、冷媒の分析機器その他フロン類の充填及び回収等に必要な機器(以下「フロン類回収等機器」と総称する。)を有していること。

九 前号に掲げるもののほか、当該事業所に、他の第一種フロン類充填回収業者への貸出しが可能な台数のフロン類の充填及び回収のための機器及びフロン類回収容器を有していること。

十 当該事業所に、フロン類回収容器の専用の保管場所が延べ面積10㎡以上確保されていること。

十一 フロン類の充填及び回収に係る3年以上の業務実績を有すること。
十二 再生業者若しくは破壊業者から交付を受けた再生証明書の写し若しくは破壊証明書の写し又はこれらに代わるものとして自らが発行した証明書(以下「証明書」という。)を、充填回収業者に交付し、充填回収業者が第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品廃棄等実施者等に当該証明書を回付できる体制が、充填回収業者との間に構築されていること。

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載したフロン類引取等業者認定申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地
三 管理監督者の氏名及び役職名
3 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第28条第2項の規定による通知書の写し
二 第1項第4号の管理監督者及び第1項第5号に規定する者が、それぞれ当該各号に規定する十分な知見を有することを証する書類の写し
三 引取状況等記録及び引取状況等報告の方法を記載した書類

四 当該事業所におけるフロン類回収等機器の種類、能力及び数を記載した書類

五 当該事業所におけるフロン類充填回収容器の専用の保管場所の位置及び面積を記載した書類

六 第1項第12号に規定する基準に適合していることが分かる書類
4 知事は、第1項の規定による認定(以下単に「認定」という。)をしたときは、その旨をフロン類引取等業者認定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(認定の更新)

第4条 認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第2項中「フロン類引取等業者認定申請書」とあるのは「フロン類引取等業者認定更新申請書」と読み替えるものとする。

(認定に係る事項の変更)

第5条 フロン類等引取業者は第3条第2項各号に掲げる事項(同項第2号の所在地を除く。)に変更があったときは、その日から30日以内に、フロン類引取等業者認定変更届出書(別記第3号様式)に変更の事実を証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、フロン類等引取業者について知事が管理する記録の内容を変更し、その旨をフロン類引取等業者認定変更通知書(別記第4号様式)により届出者に通知する。

3 フロン類等引取業者は、第3条第2項第2号の所在地に変更があった場合であつて、認定を引き続き受けようとするときは、知事に申請しなければならない。

4 第3条及び前条の規定は、前項の規定による申請及びその認定について準用する。

(認定の取消し)

第6条 知事は、次に掲げる場合は、認定を取り消すものとする。

- 一 フロン類引取等業者が、不正な手段により認定を受けたとき。
 - 二 フロン類引取等業者が、認定基準に適合しなくなったとき。
 - 三 フロン類引取等業者が、フロン類充填等業務を廃止したとき。
- 2 知事は、認定を取り消したときは、フロン類引取等業者認定変更通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記
第1号様式(第3条、第4条関係)

認 定 申 請 書
認 定 更 新
フ ロ ン 類 引 取 等 業 者

| | |
|--------|--|
| ※認定番号 | |
| ※認定年月日 | |

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)

住 所

(フリガナ)

氏 名

Ⓣ (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)第49条第1号の規定による知事の認定を受けたいので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成27年2月26日付26環政保第877号決定)第3条第3項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業所の名称及び所在地

| | |
|-------|--------|
| 名 称 | (フリガナ) |
| 所 在 地 | (郵便番号) |
| | (電話番号) |

2 管理監督者の氏名及び役職名

(注) ※の欄は記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第3条、第4条関係)

文書記号・番号
年 月 日

フロン類引取等業者認定通知書

住所
氏名
(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

東京都知事



年 月 日付けで申請のあったフロン類引取等業者の認定に
認定の更新

については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)第49条第1号の規定に基づき、下記のとおり、同号に規定する知事が認める者として認定したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成27年2月26日付26環収保第877号決定。以下「要綱」という。)第3条第4項の規定により通知します。
第4条第2項

1 事業所の名称及び所在地

記

| | |
|-------|--|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |

2 認定番号

3 認定年月日

4 認定の有効期限

5 取消権の留保

- 次に掲げる場合は、この認定を取り消します。
 - 一 不正な手段によりこの認定を受けたとき。
 - 二 要綱第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 要綱第3条第1項に規定するフロン類充填等業務を廃止したとき。

(日本工業規格A列4番)

第3号様式(第5条関係)

フロン類引取等業者認定変更届出書

| | |
|--------|--|
| ※認定番号 | |
| ※認定年月日 | |

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)

住 所

(フリガナ)

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

年 月 日付けのフロン類引取等業者の認定に係る事項に次のとおり変更があったので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成27年2月26日付26環収保第877号決定)第5条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

| 変更内容 | 新 | 旧 |
|------|------|---|
| | 変更理由 | |

(日本工業規格A列4番)

第4号様式 (第5条関係)

文書記号・番号
年 月 日

フロン類引取等業者認定変更通知書

住所
氏名
殿
(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

東京都知事

印

年 月 日付けで届出のあったフロン類引取等業者の認定に係る事項の変更については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成27年2月26日付26環改保第877号決定。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により知事が管理する記録の内容を下記のとおり変更したので、同項の規定により通知します。

記

- 1 変更内容
- 2 認定番号
- 3 認定年月日
- 4 認定の有効期限
- 5 取消権の留保
 - 一 次に掲げる場合は、この認定を取り消します。
 - 二 要綱第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 要綱第3条第1項に規定するフロン類移充填等業務を廃止したとき。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第6条関係)

文書記号・番号
年 月 日

フロン類引取等業者認定取消通知書

住所
氏名
殿
(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)

東京都知事

印

年 月 日付けで認定したフロン類引取等業者については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱(平成27年2月26日付26環改保第877号決定。以下「要綱」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおりその認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定を取り消した事業所の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|----|-----|
| | |
- 2 認定を取り消した事業所の認定番号
- 3 取り消した認定の認定年月日
- 4 取消理由
 - 一 不正な手段によりこの認定を受けたため。
 - 二 要綱第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったため。
 - 三 要綱第3条第1項に規定するフロン類移充填等業務を廃止したため。

(日本工業規格A列4番)

| | | |
|---|---|---|
| <p>争議行為の予告について</p> <p>奥田興業株式会社代表取締役羽賀良子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十五日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十一日</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>三和清運株式会社代表取締役鈴木宏和から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十三日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十一日</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>奥田興業株式会社本社 江東区東砂三丁目二十番十八号</p> <p>三 場所及び所在地</p> <p>四 種類</p> <p>事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> |
| <p>争議行為の予告について</p> <p>全日本建設交運一般労働組合関東支部東都分会の争議行為に對抗する件</p> <p>二 日時</p> <p>平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>東都運業株式会社代表取締役本田恒太から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十四日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十一日</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>全日本建設交運一般労働組合関東支部奥田分会の争議行為に對抗する件</p> <p>二 日時</p> <p>平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p> <p>三和清運株式会社本社営業所 江戸川区本一色二丁目二十四番三十三号</p> <p>三和清運株式会社篠崎操車場 江戸川区篠崎町七丁目十番十四号</p> <p>四 種類</p> <p>事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> |
| <p>争議行為の予告について</p> <p>光が丘運輸株式会社代表取締役中島寛子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十六日であったので、</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>全日本建設交運一般労働組合関東支部・城北分会の争議行為に對抗する件</p> <p>二 日時</p> <p>平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p> <p>城北清掃株式会社 板橋区東新町二丁目四十一番地</p> <p>四 種類</p> <p>事業所閉鎖・就労拒否など一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> | <p>争議行為の予告について</p> <p>城北清掃株式会社代表取締役堀内邦彦から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十五日であったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十一日</p> |

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

全日本建設交通一般労働組合関東支部光が丘分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

光が丘運輸株式会社 練馬区土支田一丁目二十四番十

五号

四 種類

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十七日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

賃金引上げ、雇用の確保及び労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

| | |
|------------------------|------------------|
| 慶應義塾大学病院 | 新宿区信濃町三十五番地 |
| 東京女子医科大学病院 | 同 区河田町八番一号 |
| 東京女子医科大学東医療センター | 荒川区西尾久二丁目一番十号 |
| 順天堂大学医学部付属順天堂医院 | 文京区本郷三丁目一番一号 |
| 東京医科大学病院 | 新宿区西新宿六丁目七番一号 |
| 日本医科大学付属病院 | 文京区千駄木一丁目一番五号 |
| 日本医科大学多摩永山病院 | 多摩市永山一丁目七番地一 |
| 財団法人井之頭病院 | 三鷹市上連雀四丁目十四番一号 |
| 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院 | 多摩市連光寺一丁目一番地一 |
| 医療法人社団じょうんどう慈雲堂病院 | 練馬区関町南四丁目十四番五十三号 |
| 更生保護法人鶴舞会飛鳥病院 | 町田市鶴間三百七十四番地 |
| 医療法人社団根岸病 | 府中市武蔵台二丁目十二番地二 |

院

昭和大学附属烏山病院 世田谷区北烏山六丁目十一番十一号

東京保健生活協同組合

東京健生病院 文京区大塚四丁目三番八号

介護老人保健施設ひかわした 同 区千石二丁目一番六号

根津診療所 同 区根津一丁目二十七番三号

大塚診療所 同 区大塚六丁目九番十号

氷川下セツルメント診療所歯科 同 区大塚三丁目三十六番七号 健商ビル

ひかわした訪問看護ステーション 同 区大塚六丁目九番十号

鬼子母神診療所 同 豊島区雑司が谷三丁目三番十七号

鬼子母神診療所(歯科) 同 右

南池袋訪問看護ステーション 豊島区南池袋三丁目四番二号

鉄砲州診療所 中央区入船一丁目五番四号

訪問看護ステーションてっぽうず 同 区湊一丁目六番二号 メゾンポルト三〇二

橋場診療所 台東区橋場一丁目三十四番二号

蔵前協立診療所 同 区三筋二丁目十三番五号

よみせ通り診療所 同 区谷中三丁目八番二十一号 澄風苑マンション一階

竜泉協立診療所 同 区竜泉三丁目一番二号

言問通り訪問看護ステーション 同 区谷中一丁目一番十九号

訪問看護ステーションたいとう 同 区竜泉三丁目一番二号

| | | |
|---|---|---|
| <p>赤塚訪問看護ステーション 板橋区赤塚三丁目十九番一号</p> <p>高島平訪問看護ステーション 同 区高島平八丁目一番一号</p> <p>練馬第一診療所 練馬区平和台四丁目二十番十六号</p> <p>練馬第二診療所 同 区練馬一丁目六番十六号</p> <p>練馬訪問看護ステーション 同 区早宮二丁目二十番二十五号 グリーンヒルマンシヨン一階</p> <p>桐ヶ丘団地診療所 北区赤羽台三丁目十七番</p> <p>桐ヶ丘訪問看護ステーション 同区赤羽北三丁目八番七号 齋藤ビル一階</p> <p>社会医療法人社団健生会</p> <p>立川相互病院 立川市錦町二丁目十六番十五号</p> <p>立川相互ふれあいクリニック 同 所二十三番四号</p> <p>立川相互病院附属子ども診療所 同 所同 番二十五号 一階</p> <p>すながわ相互診療所 立川市幸町五丁目九番地の二</p> <p>相互歯科 同 市錦町一丁目十七番十号 健生会歯科ビル</p> <p>にしき訪問看護ステーション 同 所二十三番二十五号 四階</p> <p>さかえ訪問看護ステーション 立川市栄町二丁目四十五番地の三十七</p> <p>あきしま相互病院 昭島市中神町千三百七十番地三</p> <p>昭島相互診療所 同 市福島町九百八番地十七</p> <p>在宅クリニック昭島相互 同 所同 番</p> <p>東中神訪問看護ステーション 同 所千十四番地六十四</p> | <p>谷保駅前相互診療所 国立市富士見台一丁目十七番地三十六</p> <p>日吉町訪問看護ステーション 国分寺市日吉町一丁目四十五番地一 アメニティコウヤマ第二ガーデン三〇五</p> <p>府中診療所 府中市府中町一丁目十三番地三</p> <p>しんまち訪問看護ステーション 同 市新町一丁目四十番地六</p> <p>日野台診療所 日野市日野台四丁目二十六番地十六</p> <p>ひのだい訪問看護ステーション 同 所四番地八 齊藤ビル二階</p> <p>羽村相互診療所 羽村市緑ヶ丘二丁目十五番地十</p> <p>にしたま訪問看護ステーション 同 緑ヶ丘ハイム一〇五</p> <p>伊奈平診療所 武蔵村山市伊奈平一丁目六十九番地の一 民商会館一階</p> <p>緑ヶ丘訪問看護ステーション 同 市大南二丁目一番地八二階</p> <p>けんせい歯科 八王子市東町二番三号 八王子共立ビル四階</p> <p>東京ほくと医療生活協同組合 北区豊島三丁目四番十五号</p> <p>王子生協病院 同区東十条二丁目八番五号</p> <p>介護老人保健施設ほくとはなみずき 同区豊島三丁目四番十五号</p> <p>豊川通り診療所 同区豊島三丁目四番十五号 コ</p> <p>生協北診療所 同区東十条二丁目八番五号</p> | <p>生協浮間診療所 同区浮間三丁目二十二番一号</p> <p>赤羽東診療所 同区志茂四丁目十四番二号</p> <p>生協王子歯科 同区豊島三丁目十九番三号</p> <p>王子訪問看護ステーション 同 右</p> <p>十条訪問看護ステーション 北区中十条二丁目七番十三号 丸柴ビル一階</p> <p>江北生協診療所 足立区江北二丁目二十四番一号</p> <p>鹿浜診療所 同 区新田二丁目四番十五号</p> <p>北足立生協診療所 同 区入谷三丁目一番五号</p> <p>訪問看護ステーションたんぼぼ 同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二</p> <p>荒川生協診療所 荒川区荒川四丁目五十四番五号</p> <p>汐入診療所 同 区南千住八丁目十番三号 一〇一</p> <p>虹の訪問看護ステーション 同 区荒川四丁目五十二番六号</p> <p>医療法人財団ひこばえ会 足立区東和四丁目二十番七号</p> <p>セツルメント診療所 同 所二十四番十六号</p> <p>セツルメント診療所分院 同 所二十四番十六号</p> <p>つやま訪問看護ステーション 足立区大谷田一丁目七番十一号</p> <p>水元セツルメント診療所 葛飾区水元三丁目二十二番二十一号 水元公園共同ビル二階</p> <p>東京葛飾医療生活協同組合 葛飾区四つ木四丁目十五番十五号</p> <p>篠原診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号</p> <p>下千葉診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号</p> |
|---|---|---|

| | | |
|----------------|---|------------------------------|
| 金町診療所 | 同 | 区東金町一丁目十五番五号 |
| ほりきり訪問看護ステーション | 同 | 区白鳥二丁目三番六号 |
| かなまち訪問看護ステーション | 同 | 区金町五丁目十四番六号 |
| 北多摩中央医療生活協同組合 | | |
| むさし小金井診療所 | 同 | 小金井市本町一丁目十五番九号 |
| のがわ訪問看護ステーション | 同 | 右 |
| みなみうら生協診療所 | 同 | 三鷹市下連雀七丁目一番二十七号 オタリ南浦ビル二階 |
| 西都保健生活協同組合 | | |
| 北多摩クリニック | 同 | 清瀬市上清戸二丁目一番四十一号 |
| 清瀬診療所 | 同 | 市元町一丁目十三番二十七号 |
| 北多摩訪問看護ステーション | 同 | 市上清戸二丁目一番四十二号 |
| 北多摩生協診療所 | 同 | 東村山市本町四丁目二番地三十二号 |
| かるがも訪問看護ステーション | 同 | 所同 番一 シテイコーポバルナス久米川 |
| 富士見通り診療所 | 同 | 東久留米市本町三丁目三番二十三号 |
| みその診療所 | 同 | 小平市美園町一丁目二番十六号 |
| みその歯科 | 同 | 右 |
| 訪問看護ステーション泉 | 同 | 小平市仲町百九十五番地九 イトハウス一階 |
| 東京西部保健生活協同組合 | | |

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| せいきよう診療所 | 同 | 杉並区松ノ木三丁目二十三番八号 |
| 和田堀診療所 | 同 | 区和田二丁目四十二番五号 |
| 上井草診療所 | 同 | 区今川三丁目三十番十号 |
| すぎなみ中央訪問看護ステーション | 同 | 区梅里二丁目二十八番三号 |
| 上井草訪問看護ステーション | 同 | 区今川三丁目三十番十号 |
| 公益財団法人結核予防会 | | |
| 第一健康相談所 | 同 | 千代田区三崎町一丁目三番十二号 |
| 複十字病院 | 同 | 清瀬市松山三丁目一番二十四号 |
| 新山手病院 | 同 | 東村山市諏訪町三丁目六番地一 |
| 介護老人保健施設保生の森 | 同 | 右 |
| 公益財団法人がん研 | 同 | 江東区有明三丁目八番三十一号 |
| 研究会がん研有明病院 | 同 | 足立区西新井本町五丁目七番十四号 |
| 医療法人社団成和会 | 同 | 区西新井本町一丁目十二番二十三号 |
| 西新井病院 | 同 | 区西新井本町一丁目十二番二十三号 |
| 西新井病院附属成和 | 同 | 区西新井本町一丁目十二番二十三号 |
| 西新井病院附属成和 | 同 | 区西新井本町一丁目十二番二十三号 |
| 腎クリニック | 同 | 番三十五号 |
| 西新井ハートセンタ | 同 | 所十二番八号 |
| にしあらい脳外科ク | 同 | 足立区西新井本町五丁目八番十二号 |
| リニック | 同 | セントラルハイム一階 |
| にしあらい生活習慣 | 同 | 区西新井栄町一丁目十八番十一号 |
| 病クリニック | 同 | プロシード・アルティ |
| 介護老人保健施設むくげのいえ | 同 | 区西新井本町一丁目二十五番三十六号 |

財団法人愛生会厚生 多摩市和田千五百四十七番地 荘病院

社会福祉法人鶴風会

東京小児療育病院・ 武蔵村山市学園四丁目十番地の みどり愛育園 一

東京都立東大和療養 東大和市桜が丘三丁目四十四番地 センター の十

東京都清瀬喜望園 清瀬市竹丘三丁目一番七十二号

争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月十七日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件 賃金等の要求に関する件

二 日時 平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地 日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番二

十二号

日本赤十字社 港区芝大門一丁目一番三号

四 種類

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単

独または併用して行なう。
 ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、
 保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。(以
 上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社小早川運輸代表取締役小早川貞一郎から争議行
 為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十七日にあったの
 で、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十
 八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次の
 とおり公表する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部小早川分会の争
 議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社小早川運輸 足立区花畑八丁目七番十号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等一切の争議行為(以上原文の
 まま掲載)

雑 報

●東京都職員共済組合告示第一号

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三
 百五十二号)第四十八条第三項第二号に規定する平成二十

七年度の任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる
 組合員の平均給料額は、三十二万一千円とする。

平成二十七年三月十一日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号 九〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京都文京区小石川二丁目三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002

